平成２４年（フ）第２８５号
静岡県駿東郡清水町堂庭78番地の１　リバーサイド柿田川Ｂ201、前住所東京都府中市朝日町２丁目24番地の７　メゾン21―101
債務者　田賀　秀作
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
愛知県安城市桜町22番２号　ハイランド石川203
債務者　黒瀧　　努
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
岡山県笠岡市二番町３番地２
債務者　宮地　秀樹
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
岡山県倉敷市中島1650番地１　ルピナス104号
債務者　料治　　猛
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
高知市上町３丁目１番３号　上町荘１Ｆ西
債務者　福見　君代
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９４号
高知県南国市廿枝1795番地の１　越戸住宅19号
債務者　山下　則利
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９５号
高知市大津乙874番地１　松岡マンション305
債務者　町田依都唯
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３９号
鹿児島県鹿児島市川田町2023番地１
債務者　茶圓　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７９７号
東京都昭島市松原町５丁目17番６号
債務者　立川　勝美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９６７号
東京都八王子市南大沢５丁目１番地２―202
債務者　高橋裕美子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３０６号
川崎市高津区二子５丁目４番３号　コーポ志村101
債務者　桑古　隆司
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
川崎市麻生区千代ケ丘４丁目３番地５　千代ヶ丘アパート２―Ｆ
債務者　川上　章子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
川崎市幸区小倉２丁目10番１―203号　土倉ハイツ、住民票上の住所川崎市幸区小倉１丁目10番14―401号　クレッセント新川崎Ⅳ
債務者　森田由美子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
川崎市中原区下小田中２丁目４番21号　メゾン森辰501、前住所川崎市中原区下小田中３丁目１番33―205号
債務者　石川かをる
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
川崎市幸区小向町４番20―305号　アメニティハイム
債務者　藤川　伸夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
川崎市宮前区野川3091番地　市営住宅３―103
債務者　仙波　克之
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係